

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人法施行細則（平成19年北海道規則第35号）第2条に規定する事項を定め、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「法人」という。）の業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法人の運営に係る基本理念を定め、公表するものとする。

2 法人は、法第26条第1項の規定により作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

(農業に関する業務)

第3条 法人は、農業に関する次の業務を行う。

- (1) 農業に関する試験、研究、調査及び技術開発
- (2) 農産種苗及び家畜の保存、増殖及び配布
- (3) 農業に関する依頼による試験、分析、測定等
- (4) 農業に関する試験、研究、調査及び技術開発の成果の普及並びに技術支援
- (5) その他前各号の業務に附帯する業務

(水産に関する業務)

第4条 法人は、水産業に関する次の業務を行う。

- (1) 水産業に関する試験、研究、調査及び技術開発
- (2) 水産業に関する依頼による試験、分析、測定等
- (3) 水産業に関する試験、研究、調査及び技術開発の成果の普及並びに技術支援
- (4) その他前各号の業務に附帯する業務

(森林に関する業務)

第5条 法人は、森林、林業及び林産物に関する次の業務を行う。

- (1) 森林、林業及び林産物に関する試験、研究、調査及び技術開発
- (2) 森林、林業及び林産物に関する依頼による試験、分析、測定等
- (3) 森林、林業及び林産物に関する試験、研究、調査及び技術開発の成果の普及並びに技術支援
- (4) その他前各号の業務に附帯する業務

(産業技術に関する業務)

第6条 法人は、工業及び食品加工に関する次の業務を行う。

- (1) 工業及び食品加工に関する試験、研究、調査及び技術開発
- (2) 工業及び食品加工に関する依頼による試験、分析、測定等
- (3) 工業及び食品加工に関する試験、研究、調査及び技術開発の成果の普及並びに技術支援
- (4) その他前各号の業務に附帯する業務

(環境及び地質に関する業務)

第7条 法人は、環境及び地質に関する次の業務を行う。

- (1) 環境及び地質に関する試験、研究、調査及び技術開発
- (2) 環境及び地質に関する依頼による試験、分析、測定等
- (3) 環境及び地質に関する試験、研究、調査及び技術開発の成果の普及並びに技術支援
- (4) その他前各号の業務に附帯する業務

(建築に関する業務)

第8条 法人は、北方地域における建築及びまちづくりに関する次の業務を行う。

- (1) 建築及びまちづくりに関する試験、研究、調査及び技術開発
- (2) 建築及びまちづくりに関する依頼による試験、分析、測定等
- (3) 建築及びまちづくりに関する試験、研究、調査及び技術開発の成果の普及並びに技術支援
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項本文又は第18条第4項本文に規定する構造計算適合性判定
- (5) 建築基準法第68条の25第3項に規定する構造方法等の認定のための審査に必要な評価
- (6) その他前各号の業務に附帯する業務

(内部統制に関する基本的事項)

第9条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を整備し、継続的にその見直しを図るとともに、役員及び職員（以下「役職員」という。）への周知や研修の実施に努めるものとする。

2 内部統制担当役員は、内部統制推進に関し、以下の措置を行う。

- (1) 担当部からの報告聴取
- (2) 役員会への報告及び改善策の検討

第10条 法人は、理事長から役職員への意思の伝達、職員から役員への危機管理及び内部統制に係る情報・法人情報の公開・その他の必要な情報の伝達が確実に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(倫理等に関する事項)

第11条 法人は、役職員の倫理規程を定めるものとする。

2 法人は、反社会的勢力への対応方針等を定めるものとする。

(役員会の設置及び役員の分掌に関する事項)

第12条 法人は、役員会の設置及び役員の分掌に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定める。

- (1) 理事長を頂点とした意思決定ルールの特明確化
- (2) 理事長の意思決定を補佐する役員会の設置
- (3) 役員の事務分掌明示による責任の特明確化

(中期計画等の策定に関する事項)

第13条 法人は、中期計画及び年度計画（以下「中期計画等」という。）について、役員会の関与その他の中期計画等の策定の過程を整備するものとする。

(中期計画等に係る点検・評価に関する事項)

第14条 法人は、中期計画等の進捗管理及び中期計画等に基づき実施する業務の点検・評価（以下「点検・評価」という。）を定期的実施することとし、役員会の関与その他の点検・評価のために必要な体制について整備を行うとともに、点検・評価の結果を踏まえ、業務実績報告書の作成を適切に行うものとする。

2 点検・評価については、あらかじめ定める手順に沿った適正な実施を確保するとともに、恣意的とならない点検・評価の実施に努めるものとする。また、点検・評価を通じ、法人の業務執行が、必要とされる業務の手順を踏まえたものとなっているかの確認を行うものとする。

(リスク評価と対応に関する事項)

第15条 法人は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするため、業務フローの整理並びに業務フローの各段階におけるリスク及びその発生原因の分析、把握したリスクを低減するための検討、評価の定期的かつ継続的な見直し、リスク顕在時における対応方針、広報方針、体制並びに必要な規程等を整備する。

(事故・災害等の緊急時に対する事項)

第16条 法人は、事故・災害等の緊急時の対策として必要な体制の整備に努めることとする。

- (1) 防災業務計画及び事業継続計画（BCP）に基づく訓練等の実施
- (2) 緊急事態発生時における対策本部の設置及び当該本部の構成員
- (3) 緊急事態発生時における初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施

第17条 法人は、施設の定期的な点検及び必要な補修の実施を行うものとする。

(情報システムの整備と利用に関する事項)

第18条 法人は、業務システムを活用した効率的な業務運営に努めるとともに、情報システムに関するリスクへの対策として必要な取組を行うこととし、その状況について、点検を行うものとする。

(情報の適切な管理に関する事項)

第19条 法人は、情報セキュリティの確保に関する規程の整備その他情報漏えいの防止に係る取組を推進するものとする。

- 2 法人は、個人情報の保護に関する体制を整備し、個人情報の適切な管理にあたり必要とされる取組を着実に実施するとともに、取組の実施状況に関する点検を定期的に行うものとする。
- 3 法人は、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するために、文書の適切な保存管理及び文書情報公開に関する規程を整備するものとする。
- 4 法人は、所有する情報について、閲覧権限を整理するとともに、閲覧権限を有する者が、効率的に情報を検索できるよう、体系的な情報の保存及びそれを可能とする情報システムの整備を行うものとする。

(監事及び監事監査に関する事項)

第20条 法人は、監事及び監事監査に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下に係る事項を定めなければならない。

- (1) 監事監査規程等の整備に対する監事の関与
- (2) 理事長と常時意思疎通を確保する体制
- (3) 補助者の独立性に関する事項
- (4) 監査結果の業務への適切な反映
- (5) その他監事によるモニタリングに必要な措置

第21条 法人は、理事長、監事及び会計監査人の意思疎通を確保できるよう、定期的な連絡の機会を設けるなど、必要な体制の整備を行うものとする。

(内部監査に関する事項)

第22条 法人は、内部監査を担当する組織を設置し、内部監査を実施するとともに、内部監査の結果及びそれに対する改善措置状況を、理事長に報告するものとする。

(内部通報及び外部通報に関する事項)

第23条 法人は、内部通報及び外部通報に関する体制を整備するものとする。同規程には、以下に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置及び運営
- (2) 内部通報者及び外部通報者の保護

(3) 内部通報及び外部通報に係る担当理事及び監事への適切な報告

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第24条 法人は、法人業務の適正な確保のための、定期的な人事異動、職員の懲戒基準、長期在籍者の存在把握に関する規程等を整備するものとする。

(研究に係るリスクの管理に関する事項)

第25条 法人は、特に厳格な規律を要すると考えられる研究を実施する際のリスクの要因の明確化に努めるとともに、研究活動と広報について、以下の事項を確保するための規程等を整備するものとする。

- (1) 内部牽制機能による研究費の適正経理
- (2) 研究不正の防止
- (3) 研究内容の漏洩防止（知財保護）

2 法人は、具体的な研究内容など、専門知見を要するマニュアル等を整備する。

(試験機器等の設備及び施設の提供)

第26条 法人は、試験機器等の設備及び施設を企業等に貸し付けることができる。

(対価の徴収)

第27条 法人は、第3条から前条までに掲げる業務のうち必要なものについて、別に定めるところにより所要の対価を徴収することができる。

(業務委託の基準)

第28条 法人は、法人の定款第11条に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行できると認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第29条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

第30条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

2 法人は、契約事務の適切な実施及び契約事務における相互牽制を確立するとともに、以下の取組を行うものとする。

- (1) 契約の適正な履行に関する審査を行うための委員会の活用
- (2) 談合情報がある場合の対応方針の整備
- (3) 入札不調等に対する適切な対応

(その他の業務の方法)

第31条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、北海道知事の認可のあった日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則

- 1 この業務方法書は、北海道知事の認可のあった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行後、内部統制に関する機能の総点検を行い、法人の業務の適正な確保が図られるよう、努めるものとする。